

○丹波市まなびの里づくり協議会設置条例

平成28年3月16日
条例第8号

(設置)

第1条 丹波市生涯学習基本計画（以下「基本計画」という。）に規定する基本目標達成に向け、生涯学習活動を提供する多様な主体が協働し、丹波市における生涯学習の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市まなびの里づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、及び検討する。

- (1) 生涯学習活動を行う団体等の事業の総合的な調整に関すること。
- (2) 生涯学習活動に関する各種の提言に関すること。
- (3) 生涯学習活動の推進及び普及に関すること。
- (4) その他基本計画の基本目標達成に向けて必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会教育委員
- (3) スポーツ推進審議会委員
- (4) 校長の代表
- (5) 生涯学習活動の機会を提供する団体等が推薦する者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。